

## 鹿屋市ごみステーション設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市民生活の保全及び効率的なごみ収集を行うため、鹿屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年鹿屋市条例第114号、以下「条例」という。）第2条第3号に規定するごみステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置基準)

第2条 ごみステーションの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該ごみステーションを利用する戸数が、おおむね20戸以上であること。ただし、地理的に要件等を満たすことができないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) アパート、マンションなどの集合住宅に専用のごみステーションを設置するときは、事前に集合住宅の管理者は、生活環境課と協議の上、設置の申請を行うこととする。
- (3) 市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### (設置場所)

第3条 ごみステーションの設置場所は、次に掲げる要件を満たす場所とする。

- (1) ごみ収集作業上、支障がない場所であること。
- (2) 道路交通上、問題のない場所であること。
- (3) 市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### (手続き)

第4条 ごみステーションを新設する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 事前に市と協議をするものとする。
- (2) 申請者はごみステーション設置申出書(第1号様式)及び、ごみステーション設置確認書を提出しなければならない。
- (3) 申請については、その土地等の利害関係者（土地等の所有者、権利者及び周辺住民等）の理解を得ること。
- (4) 申請については、町内会長及びアパート、マンション等の所有者等が提出するものとする。

### (維持管理)

第5条 申請者及び利用者は、ごみステーション及びその周辺を常に清潔に保ち維持管理に努めなければならない。

### 附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。